

基本政策 I 安全で快適に暮らすまちづくり



**【基本施策 I-1-(1)】身近な安全の確保****主な取組① 安全な地域社会の確立****■現状と課題**

- 大型共同住宅等の建設に伴う住民の増加、単身世帯の増加やライフスタイル・価値観の多様化など社会状況が変化する中で、地域の安全確保に向けては、市民、地域団体、事業者、警察及び行政などが連携した取組を行うことが求められています。
- 犯罪被害者やその家族等が受けた身体的・精神的被害の回復及びその後の誹謗中傷などの二次的被害の防止等に対する支援を行うことが求められています。
- 不点灯を防止するなど防犯灯設置効果を向上させ、犯罪被害の未然防止を進めていく必要があります。
- 市内における2009年の交通事故死者数は21人、負傷者数は5,687人となっており、それぞれ前年と比べ減少していますが、交通事故の更なる減少に向けた取組が求められています。
- 人ごみでの喫煙は、たばこの火による火傷など非常に危険であることから、喫煙者のマナー及び歩行者の安全性の一層の向上などが求められています。

**■計画期間(2011～2013年度)の取組**

- 市及び区の安全・安心まちづくり推進協議会を中心に地域団体や関係機関等の連携による地域のパトロールを実施するなど、地域での安全の確保に向けた取組を推進します。
- 警察官 OB などの専門的知識を有する安全・安心まちづくり対策員による地域パトロール、住宅の防犯診断を実施し、地域犯罪の抑制に向けた取組を進めます。
- 犯罪被害者等からのさまざまな相談を受け、必要な情報提供等を行うことにより、二次的被害の防止や支援等の役割を果たしていきます。
- 町内会・自治会が設置する防犯灯については、長寿命で不点灯防止に有効であり、かつ、環境配慮の観点から、二酸化炭素排出量の削減効果も期待できるLEDの防犯灯への導入を推進します。
- 地域や関係団体と連携して、引き続き、交通安全市民総ぐるみ運動の取組を推進するとともに、特に交通事故の被害者となりやすい幼児、児童、高齢者を対象として、交通安全教室を開催します。
- 路上喫煙から歩行者の安全を確保するため、路上喫煙防止キャンペーンや巡回活動を実施するとともに、路上喫煙防止重点区域の拡大等を検討します。

## ■主な事業

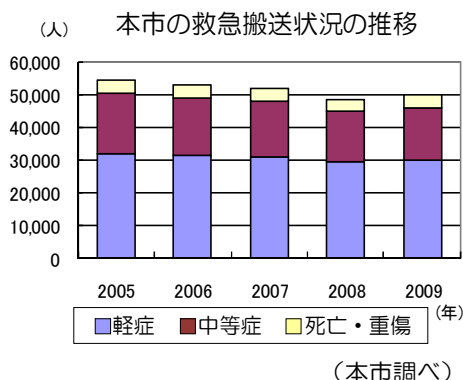
事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
<b>防犯対策事業</b> 市民、地域、警察等との協働による地域の身近な防犯対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自主防犯活動団体への支援</li> <li>● 安全・安心まちづくり対策員による防犯診断・パトロールの実施</li> <li>● 犯罪被害者等支援相談の実施</li> <li>● 地域防犯活動拠点の整備</li> <li>● 市管理防犯灯 690 灯のLED化</li> <li>● 町内会・自治会等が設置するLED防犯灯への設置補助</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 自主防犯活動団体への支援</li> <li>● 安全・安心まちづくり対策員による防犯診断・パトロールの実施</li> <li>● 犯罪被害者等支援相談の実施</li> <li>● 町内会・自治会等が設置する防犯灯のLED化の推進</li> </ul>	事業推進
<b>交通安全推進事業</b> 「川崎市交通安全計画」を策定し、これに基づき事業を実施することにより交通安全を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通安全対策の実施</li> <li>● 交通安全市民総ぐるみ運動の実施</li> <li>● 交通安全に向けた広報・啓発活動等の実施</li> <li>● 交通安全教育の推進</li> <li>● 児童の登下校時における安全の確保</li> <li>● 道路交通環境改善のための違法駐車防止</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 交通安全対策の実施</li> <li>● 交通安全市民総ぐるみ運動の実施</li> <li>● 交通安全に向けた広報・啓発活動等の実施</li> <li>● 交通安全教育の推進</li> <li>● 児童の登下校時における安全の確保</li> <li>● 道路交通環境改善のための違法駐車防止</li> </ul>	事業推進
<b>路上喫煙対策事業</b> 路上喫煙防止のための取組を推進し、路上における危険防止対策等を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 路上喫煙防止指導員による巡回活動等の実施</li> <li>● 路上喫煙防止キャンペーンの実施</li> <li>● 路上喫煙通行量調査の実施</li> <li>● 重点区域の指定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 路上喫煙防止指導員による巡回活動等の実施</li> <li>● 路上喫煙防止キャンペーンの実施</li> <li>● 路上喫煙通行量調査の実施</li> <li>● 路上喫煙防止重点区域の拡大等に向けた検討</li> </ul>	事業推進

## 【基本施策 I-1-(2)】救急体制の強化

### 主な取組① 救急需要対策と高度な救急体制の整備

#### ■現状と課題

- 人口の増加や高齢化の進展などによる地域特性の変化に対応するため、都市規模に見合う適切な救急隊の配置を進める必要があります。
- 救急搬送患者のうち約60%が軽症者であることから、真に救急車を必要としている傷病者の利用に支障が生じないように適正利用に向けた取組を推進していく必要があります。
- 救急救命士が実施する医療行為の範囲が拡大し、その重要性が高まっていることから、より高度な救命処置ができる救急救命士を養成する必要があります。



#### ■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 救急体制の強化を図るため、救急隊の適正配置に向けた取組を推進します。
- 程度の軽い傷病者に対して、民間救急車やタクシーを紹介することにより、救急車の適正利用を促し、真に救急車を必要とする傷病者に迅速な救急サービスを提供するため、コールセンター事業を推進します。
- 救急車の到着までに時間を要する場合に、直近のポンプ車が出場しAED(自動体外式除細動器)による救命処置等を行う「PA連携(ポンプ車(Pumper)と救急車(Ambulance)の連携)」を継続して実施することで、傷病者の救命率を向上させます。
- 救急救命士の常時乗車体制を構築するとともに、気管挿管や薬剤投与など、より高度な救命処置ができる認定救急救命士を計画的に養成します。

#### ■主な事業

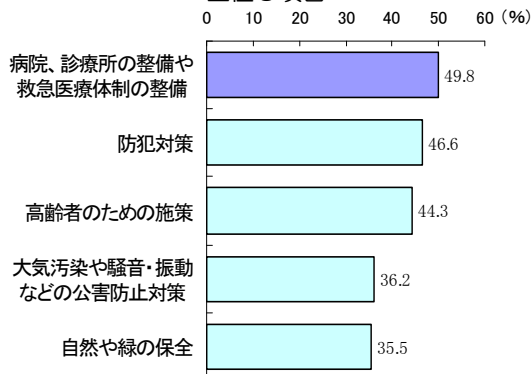
事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
救急隊整備事業 救急隊を適正に配置し、現場到着時間の短縮による救命効果の向上を図ります。	●救急隊の増隊 24 隊目(2007 年度)	●救急隊の増強	事業推進
救急活動事業 PA連携の運用や市民の応急手当知識・技術の普及などにより、救命率の向上と不要・不急の救急要請の抑制を図ります。	●頻回利用者への個別指導の開始 ●コールセンター事業の開始 ●「PA連携」の運用開始 ●市民救命士の養成	●頻回利用者への個別指導の実施 ●コールセンター事業の推進 ●「PA連携」の推進 ●市民救命士の養成	事業推進
救急救命士養成事業 救急救命士の常時乗車体制を構築するとともに、より高度な救命処置ができる認定救急救命士を計画的に養成します。	●救急救命士、気管挿管認定救急救命士、薬剤投与認定救急救命士を養成 ●救急救命士の常時乗車体制を構築	●救急救命士の常時乗車体制の運用 ●救急救命士、気管挿管認定救急救命士、薬剤投与認定救急救命士を養成	事業推進

## 主な取組② 救急医療体制づくりの推進

### ■現状と課題

- 夜間や休日等における救急医療体制の確保が求められているとともに、救急車による搬送を必要とする患者が医療機関に円滑に受け入れられる体制の確保が必要となっています。
- 本市の人口増加に伴い、ハイリスクな妊娠や新生児が増加し、その割合は全出産数の約10%程度が見込まれていることから、周産期救急医療の充実が求められています。

「市政の仕事で今後特に力を入れてほしいこと」上位5項目



かわさき市民アンケート報告書（2010年3月）

### ■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 休日急患診療所、歯科保健センター及び小児急病センターの運営を通じて、市民の身近な一次救急医療体制を確保します。また、現行の小児救急体制の検証とあわせて、中部小児急病センターについて検討を進めます。
- 救急医療体制の充実に向けて、重症患者（三次救急を除く）の迅速な受け入れが可能な体制を有する拠点病院の整備（指定）に向けた取組を進めます。
- 救急告示医療機関等において救急患者が円滑に受け入れられるしくみづくりとして、人工呼吸器や人工透析など、常時医師の管理を必要とする長期入院患者が円滑に転院できるよう市内の療養病床数の確保に向けた取組を進めます。
- 聖マリアンナ医科大学病院の総合周産期母子医療センターの運営を引き続き支援します。また、周産期医療体制の充実に向けて、NICU（新生児集中治療管理室）等の設置・運営に対して支援を行います。

### ■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
休日急患診療所運営事業 休日や夜間における急な発病に対する診療を実施します。	●休日急患診療所、歯科保健センター及び小児急病センターの運営	●休日急患診療所、歯科保健センター及び小児急病センターの運営 ●小児救急の現行体制の検証及び中部小児急病センターの検討	事業推進
救急医療体制確保対策事業 医療機関相互の連携や周産期母子医療センターの運営により医療体制の確保を図ります。	●救急医療体制の充実に向けた取組の検討 ●総合周産期母子医療センターの運営支援 ●NICU（新生児集中治療管理室）等の設置・運営に対する支援	●救急医療体制の充実に向けた取組の推進 ①重症患者(三次救急を除く)の迅速な受け入れが可能な体制を有する拠点病院の整備(指定)に向けた取組 ②長期入院患者が円滑に転院できるよう市内の療養病床数の確保に向けた取組 ●総合周産期母子医療センターの運営支援 ●NICU（新生児集中治療管理室）等の設置・運営に対する支援	事業推進

【基本施策 I-1-(3)】良好な生活衛生環境の確保

主な取組① (仮称)健康安全研究センターの整備・運営

■現状と課題

- 市民の健康で良好な生活環境の確保に向けた試験検査、調査研究等の業務を所掌している衛生研究所は、施設の老朽化への対応が喫緊の課題となっています。
- 昨今の地域保健を取り巻く社会情勢として、新型インフルエンザ等の感染症や食中毒、残留農薬等の含まれた輸入食品の流通など食の安全・安心といった健康危機管理に関する高度かつ複雑・多様な課題と直面しています。
- 本市の健康危機管理機能の充実強化に向けて、専門的知見と、高い精度管理と先進技術に基づく高度検査機能を有する科学的・技術的拠点施設の整備が必要となっています。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 殿町3丁目地区先行土地利用エリアにおける環境・ライフサイエンス中核施設「(仮称)産学公民連携研究センター」内に、市民の健康危機管理機能の強化に向けて、従来の衛生研究所の機能を高度化し、市民の健康を守る「(仮称)健康安全研究センター」を2012年度中に開設します。また、機能に応じた執行体制の構築に向けた検討を進めます。

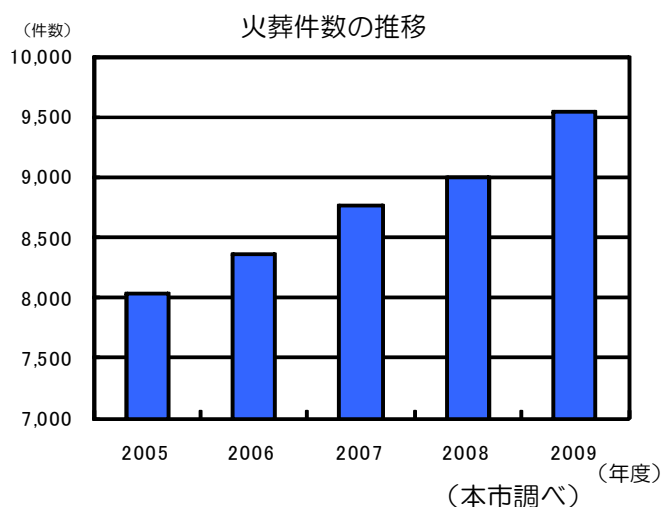
■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
(仮称)健康安全研究センター整備事業 市民の健康危機管理機能の強化に向け、従来の衛生研究所の機能を高度化し、市民の健康を守る、(仮称)健康安全研究センターを整備します。	●(仮称)健康安全研究センターの整備に向けた取組	●(仮称)健康安全研究センターの開設(2012年度)・運営 ①感染症対策や食の安全安心など市民を健康危機から守るための試験検査の実施 ②地域の健康危機管理上の課題等に関する調査研究及び産学公民連携による共同研究の推進 ③健康危機の予防・まん延防止等のための市民への情報発信 ④地域保健対策に携わる関係者等への研修指導の実施 ●機能に応じた執行体制の構築に向けた検討	事業推進

## 主な取組② 葬祭場等の管理・運営

### ■現状と課題

- かわさき南部斎苑・北部斎苑では、火葬件数が年々増加の傾向にあり、今後も、人口の増加や年齢構成の変化などにより火葬件数の増加が見込まれることから、衛生的かつ安定的に運営し、市内の火葬需要に対応していくことが求められています。
- 年々火葬件数が増加している中、かわさき北部斎苑の老朽化が進んでいることから、対応が必要となっています。



### ■計画期間(2011～2013 年度)の取組

- かわさき南部斎苑・北部斎苑の衛生的で安定的な運営を行います。
- かわさき北部斎苑について、今後の火葬件数の増加に対して安定的に施設運営を図るため、大規模改修基本計画に基づき、老朽化への対応を進めます。
- 市立葬祭場使用料については、他都市の状況等を踏まえながら、施設の大規模改修の状況にあわせて見直しに向けた検討を進めます。

### ■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013 年度)の具体的な取組	2014 年度以降
葬祭場管理運営事業 南部・北部の2か所の斎苑を衛生的かつ安定的に運営し、市内の火葬需要に対応します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●葬祭場の運営</li> <li>●かわさき北部斎苑大規模改修基本計画の策定に向けた取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●葬祭場の運営</li> <li>●かわさき北部斎苑大規模改修基本計画に基づく取組</li> <li>●市立葬祭場使用料の見直しに向けた検討</li> </ul>	事業推進

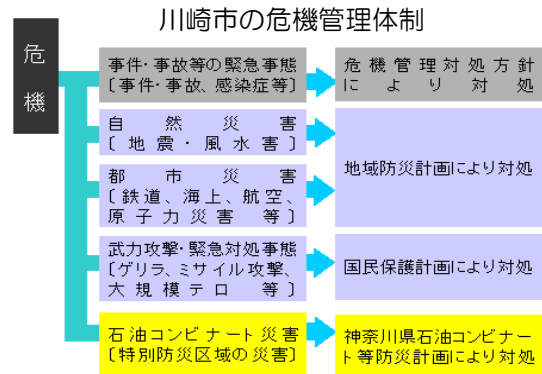


【基本施策 I-2-(1)】危機事象への的確な対応

主な取組① 危機管理体制の整備強化

■現状と課題

- 国民保護事象等における組織の危機対応力の強化のため、国民保護避難実施マニュアルに基づき訓練を実施するとともに、その訓練結果を踏まえ、国民保護計画やマニュアルを見直す必要があります。
- 国民保護事象発生の際に、市民に対して的確な情報伝達を行う必要があります。
- 強毒性新型インフルエンザ発生時に、新型インフルエンザ対応業務や市民生活に直結する業務等を継続し、感染拡大の防止や市民生活の維持を図るため、行政機能を維持する体制整備が必要です。
- 新型インフルエンザ発生時の社会機能維持のため、危機管理に対する市民の理解を深める啓発活動を積極的に行う必要があります。
- 災害時における初動対応の重要性から、災害対策本部及び区本部の初動体制について、各本部への参集体制の見直し等、体制強化とともに、研修や訓練等を通じた危機管理対応力強化を図る必要があります。



■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 国民保護事象に関する訓練や研修を実施し、計画やマニュアルの修正を行います。
- 有事の緊急情報を迅速かつ的確に市民に伝達するため全国瞬時警報システム（J-ALERT）と情報通信システムの連携を図ります。
- 新型インフルエンザ（強毒性）業務継続計画は、訓練等による検証を踏まえ、見直しを図ります。
- 新型インフルエンザ発生時に、社会機能の維持を図るため、ガス・電気事業者などを対象とした研修会を行います。
- 災害対策本部及び区本部が発災時に迅速かつ的確な対応を実施できるよう、新たな初動体制を確立するとともに、研修等の強化を実施します。

■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
危機管理対策事業 自然災害に加え、武力攻撃事態等あらゆる危機事象に対応した危機管理体制や関連機器の整備を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民保護訓練（実働訓練等）・研修及び啓発活動の実施</li> <li>●J-ALERT受信機の設置・受信テスト</li> <li>●初動体制等の検証や訓練等研修の強化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●国民保護訓練・研修の実施</li> <li>●J-ALERTと情報通信システムの連携</li> <li>●新型インフルエンザ（強毒性）業務継続計画の見直し</li> <li>●新型インフルエンザ業務継続計画に係る図上訓練及び企業向け研修会の実施</li> <li>●新たな初動体制の確立、研修や訓練等の継続実施</li> </ul>	事業推進



## 【基本施策 I-2-(2)】防災対策の推進

### 主な取組① 災害に備える取組の推進

#### ■現状と課題

- 発災時には、市全体の被害情報を正確・迅速・詳細に把握する必要があります。
- 災害時における、市民等への広報や関係機関との情報伝達をより円滑に行うために、通信システムの強化・再整備や新たな通信システムの導入を行う必要があります。
- 被害状況を正確に推定し、迅速な意思決定を支援するために、総合防災情報システム及び関連システムの機能強化等が必要です。
- 災害発生に備え、避難所を迅速に開設・運営できるよう、備蓄倉庫の整備と備蓄物資を適切に管理する必要があります。
- 災害等に関する教訓を踏まえ、継続的に地域防災計画等を見直し、的確な災害対策が図れるよう備える必要があります。
- 大規模地震により庁舎等が被災しても、応急対策や重要な通常業務を継続して行うことが必要です。

#### ■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 災害情報カメラの整備や総合防災情報システムの機能を強化し、正確な災害情報の収集と的確な被害状況分析を行います。
- 迅速かつ的確に情報を伝達するために、同報系防災行政無線の再整備および携帯電話を活用した情報伝達手段（エリアメール）の導入を検討します。
- 地域防災拠点となる市立中学校のうち、備蓄倉庫未設置校に独立型備蓄倉庫を設置します。
- 地域防災計画等の各種計画を見直し、防災対策の充実を図ります。
- 地震防災戦略に基づく取組を推進し、震災時の市内の被害の軽減を計画的かつ効果的に進めます。
- 各区版業務継続計画（震災対策編）を策定するとともに、訓練の実施結果等による検証を踏まえ、見直しを図ります。

#### ■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
防災施設整備事業 本市の防災関係施設を整備し、市の災害対応力及び地域防災力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合防災情報システムの整備</li> <li>●備蓄倉庫の整備</li> <li>●備蓄物資の適正管理及び備蓄計画の策定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●災害情報カメラの増設</li> <li>●防災行政無線の再整備に向けた取組の推進</li> <li>●緊急速報「エリアメール」導入に向けた取組の推進</li> <li>●備蓄倉庫未設置の市立中学校への独立型備蓄倉庫の整備</li> </ul>	事業推進
防災対策管理運営事業 地震防災戦略や地域防災計画の改定など市の災害対応力の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域防災計画（震災対策編）の見直し</li> <li>●地震防災戦略の策定</li> <li>●本庁版及びモデル区版の業務継続計画策定</li> <li>●災害対応マニュアルの整備推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地域防災計画等各種防災計画の検証と見直し</li> <li>●地震防災戦略の推進及び検証と見直し</li> <li>●各区版業務継続計画（震災対策編）の策定</li> <li>●業務継続計画（震災対策編）に基づく訓練の実施及び検証と見直し</li> </ul>	事業推進

## 【基本施策 I-2-(3)】消防力の強化

### 主な取組① 消防署所等の適正配置と防災拠点としての整備

#### ■現状と課題

- 火災等による被害を軽減させるため、災害時における防災活動拠点の機能強化として、消防署所の整備を進める必要があります。
- 首都直下の地震等の切迫性が指摘されていることから、地域の防災拠点となる消防庁舎の整備が急務であり、消防力の強化に向けて消防署所の早期改築、改修が求められています。

#### ■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 人口増加地域である麻生区北西部方面に（仮称）栗木出張所を新設し、効率的な消防署所の配置を推進します。
- 老朽化した臨港消防署の改築工事を進め、2011年度に運用を開始します。
- 老朽化した消防出張所の整備を進め、柿生出張所の改築に向けた取組を進めます。



臨港消防署改築後イメージ

#### ■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
消防署所の適正配置 人口動態を踏まえて、市全体のバランスを考慮し、効率的な消防署所の配置を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新中原消防署の開設とともに、宮内出張所及び玉川出張所を廃止</li> <li>●大師出張所と富士見出張所を統合し、藤崎出張所の開設</li> </ul>	●（仮称）栗木出張所の新設に向けた取組	（仮称）栗木出張所の新設・運用開始 消防署所等の適正な運営
消防署所の改築事業 耐震補強の必要な老朽建物を計画的に整備し、防災拠点の確保と初動体制の強化を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●新中原消防署 運用開始（2008年度）</li> <li>●幸消防署の改築 運用開始（2009年度）</li> <li>●臨港消防署の改築 基本設計（2008年度） 実施設計（2009年度） 工事着手（2010年度）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●臨港消防署の改築 運用開始（2011年度）</li> <li>●柿生出張所の改築</li> </ul>	柿生出張所新庁舎運用開始

## 主な取組② 消防活動体制の整備など災害対応力の向上

### ■現状と課題

- 電波法の一部改正により消防・救急無線がデジタル化され、現行のアナログ方式の使用期限が定められたことから、本市においてもデジタル方式へ移行する必要があります。
- 消防指令システムの老朽化への対応や、同システムと消防情報管理システムとの一層の情報連携の向上を図る必要があります。
- 局地的集中豪雨等により同時に多くの災害が発生した場合、迅速かつ効率的な消防・救助活動を行う必要があることから、消防指令システム等の高度化を進める必要があります。
- 消防団員の入団者が減少し、地域防災力が低下していることから、入団を促進していく必要があります。

### ■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 消防・救急無線のデジタル化について、神奈川県整備計画に基づき、近隣自治体との連携を踏まえた取組を進めます。
- 消防指令システムの更新とともに、消防のシステム全体の効率化や処理能力の向上などに向けた取組を推進します。
- 消防団員の確保対策については、ポスターやパンフレットの作成によるPRのほか、自主防災訓練時等において消防団活動の紹介の場を設けるなど、積極的な入団促進の取組を行います。

### ■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
消防・救急無線デジタル化事業 消防通信施設の整備を行い、消防隊・救急隊の迅速な出場と的確な活動を確保します。	●消防・救急無線のデジタル化に向けた関係機関との調整	●消防・救急無線のデジタル化に向けた取組の推進	事業推進
消防指令体制の整備 セーフティネットワークの窓口である指令センターにおける指令管制能力の整備を行います。	●消防指令システム更新に向けた検討	●消防指令システム更新整備	事業推進
消防団に関する事務 消防団員数の確保及び必要資機材の整備を行います。	●消防団員の確保 ●消防団活動の広報の実施	●消防団員の確保 ●消防団活動の広報の実施	事業推進

## 【基本施策 I-2-(4)】治水・雨水対策の推進

### 主な取組① 河川の整備

#### ■現状と課題

- 近年、都市化の進展による雨水浸透域の減少や、局地的集中豪雨の多発による洪水被害が発生しており、効率的かつ効果的な治水対策や浸水対策が求められています。
- 氾濫など危険性がある河川は、計画的な河川改修により洪水被害を防ぐ必要があります。
- 河川改修においては、治水安全度を高め、災害に強い川づくりを進めるとともに、親水整備については、地域の意見を反映しながら、自然環境等に配慮した改修を行う必要があります。

#### ■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 本市の河川改修は、時間雨量 50mm に対応できる整備を実施しており、引き続き河川改修事業を行い、災害に強い川づくりを進めます。
- 五反田川の水を直接多摩川に地下トンネルで放流する五反田川放水路整備事業を引き続き推進し、放流部立坑築造は 2012 年度末の完成に向けて工事を進めます。
- 平瀬川支川は、基本計画に基づき引き続き事業を推進し、時間雨量 50mm に対応する河川改修を行い、改修率を現在の 60%から 70%以上に高めるとともに、地域意見を反映しながら、親しみのある水辺空間の確保や環境に配慮した護岸等の改修事業を推進します。
- 矢上川は、宮前平駅周辺の冠水被害を低減するため、河川改修に向けた取組を推進し、都市環境の向上を図ります。



五反田川放水路整備事業

#### ■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
五反田川放水路整備事業 五反田川及びニヶ領本川流域の浸水被害対策として、五反田川の洪水を直接多摩川に放流する放水路を整備します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●放流部立坑築造工事推進</li> <li>●トンネル部築造工事推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●放流部立坑築造工事完成(2012年度)</li> <li>●トンネル部築造工事推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業推進</li> <li>トンネル部築造工事完成(2014年度)</li> </ul>
河川改修事業 一級河川の改修により治水の安全度を高めるとともに環境に配慮した「多自然川づくり」により都市環境の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平瀬川支川の河川改修の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●平瀬川支川の河川改修の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業推進</li> </ul>
準用河川等改修事業 準用河川及び普通河川の改修により治水の安全度を高めるとともに都市環境の向上を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●矢上川河川改修に向けた調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●矢上川河川改修に向けた取組の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業推進</li> </ul>

## 【基本施策 I-3-(2)】暮らしやすい住宅・住環境の整備

### 主な取組① 暮らしやすい住宅施策の推進

#### ■現状と課題

- 住宅を取り巻く環境は、家族構成の変化や生活スタイル・居住ニーズの多様化などが大きく変化しており、住まい方に対する関心も高まっています。
- 長期にわたり良好な状態で使用するための住宅の普及や適切な維持管理など、良質な住宅ストックを将来にわたって継承することが重要となっています。
- 高齢者世帯や子育て世帯、障害者世帯、外国人世帯等、誰もが居住環境の安定化が図られるよう、福祉施策と連携した住宅施策の推進が必要となっています。
- 市営住宅については、着実な耐震対策の推進と建物の老朽化に伴う設備の更新に対応するため、効率的かつ効果的な機能更新の取組が必要となっています。

#### ■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 住まいに関する多様な相談に応じられるよう、総合的な窓口相談等を実施します。
- 長期優良住宅・住宅性能表示制度の住まい・まちづくりに関する講習会等を実施するとともに、子育て等あんしんマンションの認定や分譲マンションの共用部分の段差解消工事等の助成を行い、良質な住宅ストック形成のための支援を行います。
- 高齢者等の民間賃貸住宅への入居機会の確保を図るため、居住支援制度や国のあんしん賃貸支援制度事業を推進します。
- 「川崎市住宅基本計画」に基づき、「川崎市市営住宅等ストック総合活用（長寿命化）計画」について、「(仮称)かわさき資産マネジメントプラン」の考え方を踏まえて策定し、老朽化した市営住宅の耐震対策や計画的な建替え、設備等の長寿命化に向けた効率的かつ効果的な改善等を実施し、既存ストックの有効活用を図ります。

#### ■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
住宅・マンション支援推進事業 住宅・マンションの長寿命化、適切な維持管理等、良質な住宅ストック形成のための支援を行います。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住情報提供事業の実施、相談窓口拡充の検討</li> <li>●長期優良住宅適合証及び住宅性能評価書取得助成制度の実施</li> <li>●子育て等あんしんマンション認定制度の実施</li> <li>●マンション段差解消工事等費用助成制度の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●住まいに関する総合的な窓口相談等実施</li> <li>●長期優良住宅・住宅性能表示制度の住まい・まちづくりに関する講習会等を実施</li> <li>●子育て等あんしんマンション認定制度の実施</li> <li>●マンション段差解消工事等費用助成制度の実施</li> </ul>	事業推進
民間賃貸住宅等居住支援推進事業 高齢者等の民間賃貸住宅への入居機会の確保と入居後の安定した居住の環境整備を支援します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居住支援制度の実施</li> <li>●あんしん賃貸支援事業の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●居住支援制度の実施</li> <li>●あんしん賃貸支援事業の実施</li> </ul>	事業推進
市営住宅等ストック活用事業 老朽化が進み、設備面等で更新時期を迎える市営住宅の計画的な建替えや改善等を推進し、既存市営住宅ストックの有効活用を図ります。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●建替事業</li> <li>●耐震改修事業</li> <li>●「川崎市市営住宅ストック総合活用（長寿命化）計画」の策定に向けた検討</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「川崎市住宅基本計画」に基づき、「川崎市市営住宅等ストック総合活用（長寿命化）計画」を策定し、耐震対策や計画的な建替え、設備等の改善を実施</li> </ul>	事業推進

## 主な取組② 総合的な耐震化対策及び災害に強いまちづくり

### ■現状と課題

- 他都市において近年の大規模地震や台風・集中豪雨により、地すべりや土地の崩落など土砂災害や老朽化した住宅の崩壊などによる甚大な被害が発生しています。このため、宅地の防災対策や建築物の耐震対策により、安全性の向上を図る必要があります。
- 2007年4月に策定した「川崎市耐震改修促進計画」に基づき、民間住宅、特定建築物、公共建築物で区分した耐震化の目標達成に向け、耐震改修の実施計画などに基づき、着実に耐震対策を進める必要があります。

### ■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 宅地の擁壁改善等の防災工事の助成を行い、がけ崩れ等の宅地災害を予防し、安全性向上を促進します。
- 木造住宅や民間マンション、特定建築物について、耐震診断・改修工事等の助成を引き続き行い、総合的な耐震対策及び災害に強いまちづくりを促進します。
- 庁舎等公共建築物を安全・安心に利用できるよう、「公共建築物（庁舎等）に関する耐震対策実施計画」等に基づき、耐震対策を着実に推進します。

### ■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
宅地防災対策事業 宅地造成等規正法に基づき、擁壁の改善等の宅地防災工事の助成を行い、崖崩れ等の宅地災害を予防し、安全性向上を促進します。	●宅地防災工事の助成	●宅地防災工事の助成	事業推進
建築物防災対策事業 木造住宅の耐震診断士の派遣や耐震改修工事の助成を行い、耐震を促進します。	●耐震診断士の派遣による木造住宅の耐震診断の実施 ●木造住宅の耐震改修工事の助成	●耐震診断士の派遣による木造住宅の耐震診断の実施 ●木造住宅の耐震改修工事の助成	事業推進
民間マンション耐震対策事業 マンションの耐震診断・耐震改修工事等の助成を行い、耐震化を促進します。	●予備診断の助成 ●耐震診断の助成 ●耐震改修設計の助成 ●耐震改修工事の助成	●予備診断の助成 ●耐震診断の助成 ●耐震改修設計の助成 ●耐震改修工事の助成	事業推進
特定建築物耐震対策事業 地震災害を軽減するために事前の対策として耐震改修促進法に基づく特定建築物の耐震診断・耐震改修工事等の助成を行い、災害に強いまちづくりを促進します。	●耐震診断の助成 ●耐震設計の助成 ●耐震改修工事の助成	●耐震診断の助成 ●耐震設計の助成 ●耐震改修工事の助成	事業推進
公共建築物の耐震化事業 庁舎等の公共建築物の耐震診断を実施し、施設の補強工事等を推進することにより、災害に強いまちづくりの実現を図ります。	●「公共建築物(庁舎等)に関する耐震対策実施計画」に基づく耐震対策の実施 ●「重要建築物及び特定建築物以外の庁舎等に関する耐震対策の実施方針」に基づく耐震対策の実施	●「公共建築物(庁舎等)に関する耐震対策実施計画」及び「重要建築物及び特定建築物以外の庁舎等に関する耐震対策の実施方針」に基づく公共建築物等の耐震対策の実施	事業推進



## 主な取組③ 公共建築物の長寿命化の推進

### ■現状と課題

- 本市の公共建築物は、1960年代後半以降の人口増加に伴い集中的に整備されており、今後、これら施設が更新時期を迎えます。
- こうした中で、公共建築物の更新に向けては、適切な維持管理とともに、効率的かつ効果的な計画修繕による施設の長寿命化を図っていくことが必要となっています。

### ■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 「(仮称)かわさき資産マネジメントプラン」と連携し、中長期保全計画に基づき、公共建築物の適切な維持管理とともに、計画的な予防保全・修繕等による長寿命化の取組を推進します。

### ■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
公共建築物の長寿命化対策 公共建築物の維持保全・修繕等更新への的確な対応を図るため、中長期保全計画に基づく取組を推進します。	●建築物調査結果を基に中長期保全計画の策定に向けた検討	●中長期保全計画に基づく取組の推進	事業推進

【基本施策 I -3-(3)】市民の提案や自主的な活動が活きるまちづくりの推進

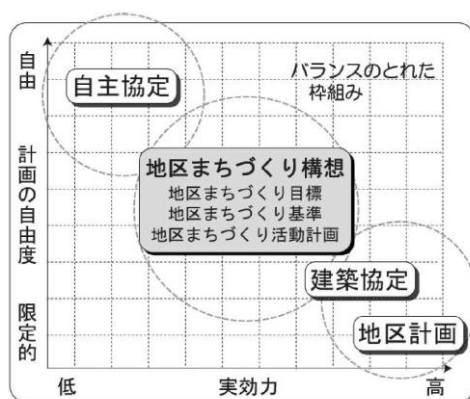
主な取組① 地域の自主的なまちづくりへの誘導、支援等の推進

■現状と課題

- 地域の課題解決や魅力づくりに向けて、市民が主体となった取組が増えている中で、自主的なまちづくりを支援するための「川崎市地区まちづくり育成条例」を制定し、2010年4月から運用を開始しました。今後も、地域の自主的なまちづくりへの取組に対する支援とともに、市民と行政の協働による取組の一層の展開が求められています。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 「川崎市地区まちづくり育成条例」に基づき、地域のまちづくり組織への専門家派遣や地区まちづくり構想の策定とともに、地区計画等の制度活用の支援などを行い、地域ニーズ等に応じた市民の自主的なまちづくりを推進します。



「川崎市地区まちづくり育成条例」対象領域図

■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
地区まちづくり推進事業 市民自らが合意形成を図りながらまちを育てていくことを支援し、市民主体のまちづくりを推進します。	●「川崎市地区まちづくり育成条例」の施行(2010年4月)	●条例に基づく、地区まちづくり組織等の認定・支援 ●地区計画等の制度活用を支援	事業推進

【基本施策 I-4-(1)】身近な地域交通環境の整備

主な取組① バリアフリー化の推進

■現状と課題

- 高齢社会の進展を見据え、高齢者や障害者など誰もが安全で快適に日常生活が送れるよう、バリアフリー対応等の環境整備が必要となっています。
- また、買い物や通勤・通学などの日常生活で利用するバスにおいて、誰もが利用しやすい車両の導入の促進が求められています。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- バリアフリー法に基づき基本構想を策定した重点整備地区（川崎駅、武蔵小杉駅など8地区）については、公共施設等への主要な移動経路の整備完了後、引き続き、その他の経路についても点字ブロックの整備や歩道の段差解消等のバリアフリー化を推進します。
- 重点整備地区以外のその他の地区においても、順次、「推進構想」を策定し、公共施設等への移動経路について、バリアフリー化を進めます。
- 誰もが利用しやすい交通手段の確保を図るため、バリアフリーに対応したノンステップバスの導入を事業者の協力により促進します。

■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
バリアフリー重点整備地区交通安全施設整備事業 主要駅を中心としたバリアフリー重点整備地区の公共施設等への経路において、バリアフリー対策を実施します。	●重点整備地区（川崎駅、武蔵小杉駅、溝口駅、新百合ヶ丘駅、武蔵中原・武蔵新城駅、登戸・向ヶ丘遊園駅、新川崎・鹿島田駅、宮前平・鷺沼駅周辺地区）で定める主要な経路の点字ブロックの整備、歩道段差解消等のバリアフリー化の推進	●重点整備地区のバリアフリー化の推進 ●推進構想を策定した地区のバリアフリー化の推進	取組の推進
バリアフリー計画策定事業 重点整備地区の基本構想及びその他の地区の推進構想を策定します。	●バリアフリー重点整備地区の基本構想を策定 ●その他の地区（元住吉駅、高津・二子新地駅周辺地区）の推進構想を策定	●重点整備地区以外のその他の地区において、順次バリアフリー推進構想を策定	事業推進
民営ノンステップバス導入促進事業 民営バス事業者のノンステップバスの導入を促進し、高齢者や障害者をはじめとするすべての人が利用しやすい移動手段の確保を図ります。	●ノンステップバス導入補助	●ノンステップバス導入の促進	事業推進

## 主な取組② 利用しやすい交通環境の整備

### ■現状と課題

- JR 南武線については、渋滞や踏切部の解消・環境改善等に向け、武蔵小杉駅から武蔵溝ノ口駅間の連続立体交差化が完了し、尻手駅から武蔵小杉駅間については、連続立体交差事業の事業実施に向けた関係機関との協議・調査等を進めています。こうした中、武蔵溝ノ口駅以北の5駅については、片側改札口となっていることから、駅へのアクセス向上が求められています。
- 安全で快適な日常生活の実現に向けて、坂が多い丘陵地や路線バスのネットワークが利用しづらいなどさまざまな特性を持つ地域では、交通環境の改善が求められています。

### ■計画期間(2011～2013年度)の取組

- JR 南武線武蔵溝ノ口駅以北の片側改札口の5駅については、関係機関との協議等を踏まえ、稲田堤駅の橋上駅舎化や津田山駅のエレベーター付き跨線橋整備の取組を推進し、鉄道による地域分断の改善や安全性・利便性の向上など駅へのアクセス向上に向けた取組を推進します。
- 地元住民が主体となったコミュニティ交通の導入について、住民が活動しやすい環境づくりや技術的支援の提供、交通事業者との調整、試行運行の実施など、進捗状況に応じた支援を行いながら、条件の整った地区における持続可能な本格運行の実施に向けた取組を推進します。

### ■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
南武線駅アクセス向上等整備事業 <small>駅へのアクセス性を向上し、鉄道による地域分断の改善や利用者の安全性・利便性の向上を図ります。</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 駅アクセス向上方策の検討</li> <li>● 関係機関との協議・調整</li> <li>● 駅アクセス(稲田堤駅、津田山駅)基礎調査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 関係機関との協議等を踏まえた取組の推進</li> <li>● 稲田堤駅の橋上駅舎化の取組の推進</li> <li>● 津田山駅のエレベーター付き跨線橋整備の取組の推進</li> </ul>	事業推進
コミュニティ交通支援事業 <small>地域の特性やニーズをふまえ、地元住民が主体となったコミュニティ交通の導入について、進捗状況に応じた支援を行いながら、持続可能な本格運行の実施に向けた取組を推進します。</small>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 支援制度の制定(2008年度)</li> <li>● 地域協議会等への支援</li> <li>● 試行運行等の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>● 地域協議会等への支援</li> <li>● 条件の整った地区における本格運行の実施に向けた取組の推進</li> </ul>	事業推進

## 【基本施策 I-4-(2)】地域の生活基盤となる道路整備

### 主な取組① 安全で安心な道づくり

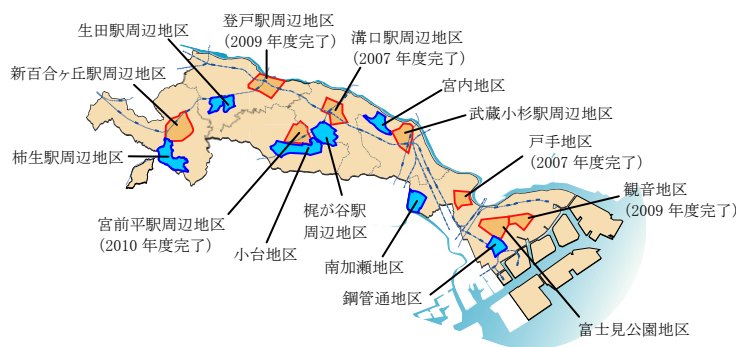
#### ■現状と課題

- 身近な生活基盤である道路は、その安全性、快適性などが求められることから、交通事故の防止や道路交通環境の改善に向け、歩道・交差点の安全対策を推進し、その効果が実感できるような取組が求められています。
- 生活道路の整備については、「自動車の円滑な通行」から「歩行者等の安全・快適化」へと軸足を移し、相互の適正なバランスのもとに計画的な整備を行う必要があります。
- 夜間の交通事故防止や交通の円滑化を図るために、道路の照明灯などについて地域の状況に応じた適切な維持管理や更新が必要となっています。

#### ■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 交通安全対策を計画的・集中的に実施する「あんしん歩行エリア」整備事業については、地域の意見を踏まえて、新たに重点的に行うエリアを各区1か所ずつ指定し、道路交通環境の改善に向けた取組を推進します。
- 歩道拡幅や交差点改良を進めるとともに、路側帯のカラー化や交差点マークの設置等を実施し、安全性の向上・交通の円滑化などに向けた取組を推進します。
- 道路照明灯は、地域の道路整備等の状況にあわせて、環境へ配慮した照明灯への更新を進めるとともに、適切な維持管理を行い、夜間の交通事故防止と交通の円滑化を図ります。

「あんしん歩行エリア」対象地区



#### ■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
あんしん歩行エリア整備事業 交通管理者及び市民の参加により整備計画が策定された地区について、交通安全対策を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●6地区(観音、戸手、武蔵小杉駅周辺、溝口駅周辺、宮前平駅周辺、登戸駅周辺)の整備完了</li> <li>●2地区(富士見公園、新百合ヶ丘駅周辺)の整備推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●あんしん歩行エリア(鋼管通地区、南加瀬地区、宮内地区、梶が谷駅周辺地区、小台地区、生田駅周辺地区、柿生駅周辺地区)の交差点のカラー化等の実施</li> <li>●あんしん歩行エリア(富士見公園地区、新百合ヶ丘駅周辺地区)の歩道改築等の実施・整備完了(2011年度)</li> </ul>	新たな安全安心施策への対応
道路照明灯整備事業 夜間の道路交通の安全を確保するため、適切に道路照明灯を整備・更新します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路照明灯の設置、更新</li> <li>●道路照明灯の適切な維持管理</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路照明灯の設置、更新</li> <li>●道路照明灯の計画的な維持管理</li> </ul>	事業推進

## 主な取組② 道路維持の計画的な推進

### ■現状と課題

- 高度成長期に集中して建設された道路や、これまでに整備を進めてきたエスカレーター・エレベーターなどの移動支援施設について、更新時期が到来することや、バリアフリー化による施設の増加などから、安全性や快適性の確保とともに、中長期的な視点に立ち施設ごとの特性をとらえた適切な維持管理を行うことが求められています。
- 台風や集中豪雨など気象変化に起因した道路冠水による道路交通障害や道路施設の老朽化による事故を未然に防止するなど、道路の安全性の確保を図る必要があります。
- 橋りょうについては、多くの施設が更新時期を迎えるため、効率的・計画的な維持管理などによる長寿命化に向けた取組が必要となっています。

### ■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 市民生活の中で、日常的に利用される道路などを常に良好な状態に保つとともに、効率的かつ計画的な維持管理手法の検討を進め、経営的視点を踏まえた道路維持修繕計画を策定します。
- 道路冠水による道路交通障害については、雨水排水施設の改善整備など、安全性の確保に向けた対策を進めます。
- エスカレーター・エレベーターなどの移動支援施設については、道路施設の安全性の確保に向け、更新事業を推進します。
- 橋りょうの長寿命化に向けて、「(仮称)かわさき資産マネジメントプラン」と連携して予防保全型の管理手法を取り入れながら、長寿命化修繕計画に基づき適切な点検、修繕を実施します。

道路維持補修事業（低騒音舗装補修の実施）



施工前



施工後

### ■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
道路維持補修事業 道路等の適正な維持補修を実施するとともに、経営的視点を踏まえた管理手法を検討します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●施設の維持補修の実施</li> <li>●過去集中的に整備された施設の老朽化対策                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①川崎駅東西自由通路の補修</li> <li>②新百合ヶ丘駅南口ペDESTリアンデッキの補修</li> <li>③主要地方道東京大師横浜の低騒音舗装の補修</li> </ul> </li> <li>●エスカレーター、エレベーター等の更新の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●道路維持修繕計画の策定</li> <li>●道路冠水による道路交通障害に対する対策の実施 取組箇所 一般県道川崎町田線等</li> <li>●低騒音舗装補修等の実施 取組箇所 一般国道132号線等</li> <li>●エスカレーター、エレベーター等の更新の実施 取組箇所 川崎駅東西自由通路等</li> </ul>	事業推進 計画的な施設管理手法に基づく維持管理の推進
橋りょう長寿命化事業 橋りょうの適切な維持管理を実施し、長寿命化に向け、計画に基づき修繕を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「橋梁長寿命化修繕計画」の策定</li> <li>●橋りょう整備事業に基づく整備の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●長寿命化修繕計画に基づく修繕の実施</li> <li>●橋りょう整備事業に基づく整備の推進</li> </ul>	事業推進



【基本施策 I-4-(3)】バス輸送サービスの充実

主な取組① 市バスの安全運行の確保とサービスの向上

■現状と課題

- 輸送の安全性の向上をめざした運輸安全マネジメントに基づき、事故防止に向けた取組とともに、営業所の運行管理の改善に向けた取組を推進しています。
- 都市計画道路などの都市基盤の整備の進展、少子高齢化の進行や社会経済環境の変化など、需要に応じたバス運行の改善が課題となっています。
- 地球温暖化対策を推進するため、市バスもハイブリッドバスの計画的な導入など、二酸化炭素の排出を削減する取組を行っています。

■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 運輸安全マネジメントに基づき、事故防止年間計画の策定・実施、ドライブレコーダーの活用等による安全教育の充実と運行管理の改善などを図り、更なる輸送の安全性の向上に取り組みます。
- 藤子・F・不二雄ミュージアムシャトルバスの運行を2011年度に開始します。
- 路線需要調査や外部有識者等で構成する(仮称)路線検討委員会の意見などを踏まえて、路線再編等に取り組みます。
- 人と環境にやさしい市バスをめざして、どなたにも利用しやすいバリアフリー対応のバスに更新するとともに、環境に配慮した低公害バスを計画的に導入します。

■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
運輸安全マネジメントの推進 運輸安全マネジメントに基づき、輸送の安全性の向上に向けた取組を実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●輸送の安全に関する計画に基づく安全対策の実施</li> <li>●安全対策の検証及び改善</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●輸送の安全に関する計画に基づく安全対策の実施</li> <li>●安全対策の検証及び改善</li> </ul>	事業推進
運行計画の検討・実施 需要に応じたバス運行の改善を図るため、路線再編等を検討・実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●JR横須賀線・武蔵小杉駅接続路線の新設</li> <li>●東扇島西公園への路線延伸</li> <li>●都市計画道路向ヶ丘遊園駅管生線開設に伴う新規路線の運行開始</li> <li>●外部有識者等による(仮称)路線検討委員会の設置に向けた取組</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●藤子・F・不二雄ミュージアムシャトルバスの運行開始(2011年度)</li> <li>●(仮称)路線検討委員会の意見等を踏まえた路線再編等の検討・実施</li> </ul>	事業推進
市バス車両の整備 市バス車両を人と環境にやさしい車両に更新・導入します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●バリアフリー法に適合したノンステップバス及びワンステップバスの計画的な更新</li> <li>●環境に配慮した低公害バスの計画的な導入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●バリアフリー法に適合したノンステップバス及びワンステップバスの計画的な更新</li> <li>●環境に配慮した低公害バスの計画的な導入</li> </ul>	事業推進

## 主な取組② 市バス事業の効率的な経営

### ■現状と課題

- 2009年3月に策定した市バス事業の経営健全化計画である「川崎市バス事業ステージアップ・プラン」(2009～2013年度)に基づき、お客様サービスの向上と経営改善を推進し、計画期間最終年度の単年度収支均衡と計画期間後における持続可能な経営基盤の確立をめざしています。
- 乗車料収益の動向が不透明な中で、高齢化の進展などに伴う需要変化に的確に対応した市バスサービスを安定的に提供する事業運営が課題となっています。

### ■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 「ステージアップ・プラン」を着実に推進するとともに、今後の経営環境の変化に対応するため、2013年度に「新たな経営計画」を策定します。
- 2011年度から(仮称)菅生営業所の管理委託を、2012年度から上平間営業所の第2期管理委託を実施します。また、井田営業所の管理運営について、引き続き委託化に向けた検討を進めます。あわせて、管理委託評価委員会による委託営業所の評価・検証を引き続き実施します。

### ■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
経営計画の策定・推進 「ステージアップ・プラン」を着実に推進するとともに新たな経営計画を策定します。	●「ステージアップ・プラン」の着実な推進	●「ステージアップ・プラン」の着実な推進 ●「新たな経営計画」の策定(2013年度)	新たな経営計画の着実な推進
経営の効率化の推進 業務や組織体制の見直しなどにより効率的な経営を推進します。	●(仮称)菅生営業所の管理委託の準備 ●上平間営業所の管理委託評価委員会による評価・検証 ●井田営業所の管理運営の委託化に向けた検討	●(仮称)菅生営業所の管理委託の開始(2011年度) ●上平間営業所の第2期管理委託の開始(2012年度) ●井田営業所の管理運営の委託化に向けた検討 ●管理委託評価委員会による委託営業所の評価・検証	事業推進

## 【基本施策 I-4-(4)】総合的自転車対策の推進

### 主な取組① 自転車等の放置防止対策の推進

#### ■現状と課題

- 自転車は環境にやさしく身近な交通手段として多くの人に利用されている一方で、駅周辺等における放置自転車は歩行者や消防・緊急活動の障害となっています。
- 放置自転車問題は、地理的条件や駅によって異なることから、地域の特性に応じた施策展開や市民・事業者との連携による取組など地域と協働した対策が必要となっています。
- 自転車等の放置防止対策の一つとして、駐輪場の新設・増設が必要となりますが、駅周辺においては、駐輪場としてまとまりのある用地を確保することは困難な状況であるため、公有地の立体的空間利用を考慮した駐輪場の整備など、多様な整備手法による取組が必要です。

#### ■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 放置自転車問題を地域の課題としてとらえ、市民・事業者との連携による継続的な啓発活動や自転車等放置禁止区域の拡大などソフト施策の取組とともに、公有地の立体的空間利用も含め、多様な整備手法による駐輪場の整備に取り組み、地域の特性に応じた自転車対策を進めます。
- 川崎駅東口周辺地区の自転車対策については、実施計画に基づき、安全で快適な歩行空間の確保と自転車の通行環境の構築や適正な自転車利用の誘導、公有地等を活用した効率的かつ効果的な駐輪場の整備など総合的な取組を推進します。

#### ■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
放置自転車対策事業 放置自転車の解消に向けた駐輪場整備や放置禁止区域の指定など、放置自転車防止対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●駐輪場の整備推進                              主な取組箇所                              ①川崎駅東口周辺                              ②溝口駅南口周辺                              ③新川崎駅周辺</li> <li>●放置禁止区域の指定の推進</li> <li>●川崎駅東口周辺地区総合自転車対策実施計画の策定に向けた取組                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮本町地内（いさご車庫）駐輪場の整備推進</li> <li>・新川通り駐輪場代替施設の検討</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●総合的な放置自転車対策への対応                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①放置禁止区域の指定の拡大</li> <li>②ソフト施策の推進（誘導・啓発等の実施）</li> <li>③駐輪場の整備（溝口駅南口広場駐輪場等）</li> </ul> </li> <li>●川崎駅東口周辺地区総合自転車対策実施計画に基づく取組の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①安全で快適な歩行者と自転車の通行環境の構築</li> <li>②適正な自転車利用の誘導</li> <li>③効率的かつ効果的な駐輪場の整備活用</li> </ul>                             路上駐輪場代替施設                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・宮本町地内（いさご車庫）駐輪場の供用開始（2011年度）</li> <li>・本町地内（旧水道営業所用地）駐輪場の供用開始（2013年度）</li> </ul>                             など                         </li> </ul>	事業推進

## 主な取組② 自転車等の利用環境整備の推進

### ■現状と課題

- 自転車利用者の視点に立った環境整備を推進し、放置自転車問題の解消に向けた取組が求められています。
- 施設整備などのハード面の施策とあわせて、既存駐輪場の利用率向上を図るなど、多様な自転車利用者に対応するソフト面の施策を行うことが必要です。
- 放置自転車問題については、地域の特性に応じた計画的な取組と民間活力を活かした取組が求められます。

### ■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 周辺環境や施設特性に応じた料金設定や、短時間の利用者に配慮した利用時間制料金などの「新たな料金体系」の導入により料金の弾力的な運用を行い、適正な駐輪場の利用を促進し、駐輪場の利用率の向上を図ります。
- 自転車利用者等に対する駐輪場への誘導や、交通ルールの周知とマナー向上に向けた啓発活動の取組を進めます。
- 「自転車等駐車場の附置に関する条例」に基づき、民間事業者の商業施設整備にあわせて駐輪場の確保を行うとともに、駐輪場の管理運営について指定管理者制度の導入を検討するなど、民間活力を活かした取組を促進します。

### ■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
自転車利用環境整備事業 駐輪場の利用率向上や 自転車を利用しやすい 環境づくりに向けた取 組を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用率向上に向けた取組の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・「新たな料金体系」に向けた条例案策定(2010年度)</li> </ul> </li> <li>●駐輪場への誘導などソフト施策の実施</li> <li>●附置義務条例などによる民間による駐輪場整備の促進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●利用率向上に向けた取組の実施                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・駐輪場の「新たな料金体系」の実施(2012年度)</li> </ul> </li> <li>●駐輪場への誘導などソフト施策の実施</li> <li>●附置義務条例などによる民間による駐輪場整備の促進</li> <li>●駐輪場の指定管理者の導入の検討</li> </ul>	利用率向上に向けた取組の推進

## 【基本施策 I-5-(1)】良質な水の安定供給

### 主な取組① 安定給水の確保と安全性の向上

#### ■現状と課題

- 水道事業は、1921年に多摩川を水源として給水を開始して以来、人口の急増や産業活動の進展などによる水需要の増大に対処するため事業を拡張してきました。このため、集中的な整備を行った水道施設の多くが老朽化し、更新時期を迎えています。こうした中、良質な水を安定して供給するために、水道施設の更新を計画的に実施することが課題となっています。
- 水道水の更なる安全性の向上と漏水の防止のため、鉛給水管を含む老朽給水管の取替えを計画的に行うことが必要です。
- 地震発生時に被災者に飲料水等を供給するため、耐震性貯水槽及び応急給水拠点の整備を進める必要があります。また、震災時のライフラインの安全性の向上のため、老朽化した水道施設の更新とあわせて、効果的に耐震化を進める必要があります。

#### ■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 「水道事業の再構築計画」等に基づき、施設整備及び老朽配水管の更新を計画的に推進します。
- 漏水の主な原因となっている老朽給水管の更新を計画的に実施します。
- 耐震性貯水槽の計画的な設置及び全市立中学校への応急給水拠点の整備を完了します。
- 「10ヵ年施設整備計画」に基づき、水道施設の耐震化を推進します。

#### ■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
水道施設整備事業 安全安定給水の確保のため、給水能力の見直しに伴う施設整備及び老朽配水管の更新を計画的に実施します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「水道事業の再構築計画」に基づく施設整備の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①長沢浄水場</li> <li>②生田浄水場</li> </ul> </li> <li>●「10ヵ年施設整備計画」に基づく老朽配水管（口径350mm以下）の更新</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●「水道事業の再構築計画」に基づく施設整備の推進                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①長沢浄水場</li> <li>②生田浄水場</li> </ul> </li> <li>●「10ヵ年施設整備計画」に基づく老朽配水管（口径350mm以下）の更新</li> </ul>	事業推進
老朽給水管対策事業 計画的に老朽給水管の解消を図り、安定的な水の供給を確保します。	●老朽給水管の取替え	●老朽給水管の取替え	事業推進
水道施設地震対策事業 地震発生時の安定給水を確保するために、耐震性貯水槽及び応急給水拠点の整備を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●耐震性貯水槽設置</li> <li>●全市立中学校への応急給水拠点の整備の推進</li> <li>●「10ヵ年施設整備計画」に基づく基幹構造物、水道管路などの耐震化の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●耐震性貯水槽設置                             <ul style="list-style-type: none"> <li>全31基の設置完了（2012年度）</li> </ul> </li> <li>●全市立中学校への応急給水拠点の整備の完了（2013年度）</li> <li>●「10ヵ年施設整備計画」に基づく基幹構造物、水道管路などの耐震化の推進</li> </ul>	事業推進

## 【基本施策 I-5-(2)】良好な下水道環境の形成

### 主な取組① 下水道施設の整備と適切な維持管理

#### ■現状と課題

- 下水道の処理人口普及率は2009年度末で99.3%にまで達していますが、下水道事業は1931年からスタートしているため、管きょ、処理場、ポンプ場などの施設の老朽化が進んでいる状況にあります。
- 市民の安全で快適な暮らしを守るためにも、地震や集中豪雨といった災害などに対応できる計画的な施設の再整備・再構築が急務となっています。
- 下水道は市民生活を支える重要な施設であることから、機能を健全に保つための計画的な維持管理、管きょの再整備や水処理センター・ポンプ場の再構築を継続的に実施することが課題となっています。
- 東京湾の水質改善をめざし、高度処理を2024年までに、合流式下水道の改善を2023年までに完了させることが、法律や国の計画などで定められているため、東京湾流域の関係自治体が連携して、計画的に取り組んでいく必要があります。

#### ■計画期間(2011～2013年度)の取組

- 安全で快適に暮らすまちづくりを進めるため、地震対策や浸水対策などの施策について、優先順位や重点化などを考慮して計画的に事業を推進するとともに、地球温暖化対策や省エネルギー対策などを含めた新たな下水道技術の開発に関する取組を進めます。
- 浸水対策に加え、合流式下水道の改善機能などを有する多機能貯留管である、大師河原貯留管の整備を推進します。
- 水処理センターやポンプ場等の施設においては、高度処理や合流式下水道の改善などを考慮した施設整備・再構築を推進するとともに、効率的な維持管理と適切な運営を進めます。

#### ■主な事業

事業名	これまでの取組と現状	計画期間(2011～2013年度)の具体的な取組	2014年度以降
管きょ施設整備事業 安全で快適なまちづくりのために管きょの地震対策や合流式下水道の改善、浸水対策を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震対策(管きょの耐震化)の推進</li> <li>●浸水地区の雨水整備の推進</li> <li>●大師河原貯留管の整備の推進</li> <li>●汚水未整備区域の解消の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震対策(管きょの耐震化)の推進</li> <li>●浸水地区の雨水整備の推進</li> <li>●大師河原貯留管の整備の推進</li> <li>●合流式下水道の改善の推進</li> <li>●汚水未整備区域の解消の推進</li> </ul>	事業推進
水処理センター・ポンプ場施設の整備・再構築事業 衛生的で快適な生活環境を持続するために水処理センター・ポンプ場の地震対策・再構築・高度処理・合流式下水道の改善を推進します。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●再構築・高度処理・省エネルギー対策の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●地震対策の推進</li> <li>●再構築の推進</li> <li>●高度処理事業の推進</li> <li>●合流式下水道の改善の推進</li> </ul>	事業推進
水処理センター・ポンプ場施設の管理・運営業務 安全で安心なまちづくりのために安定した下水道施設の管理・運営を進めます。	<ul style="list-style-type: none"> <li>●加瀬処理区ポンプ場における業務委託の段階的な導入</li> <li>●効率的な維持管理の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>●ポンプ場における業務委託の段階的な導入と効率的な管理体制の構築</li> <li>●効率的な維持管理と適切な運営</li> </ul>	事業推進